

意見書

この定例会では、次の意見書案を可決し、
内閣総理大臣ほかに送付しました。

現行保育制度の堅持・拡充を求める意見書

急激な少子化や家族形態の変容が進む中、こどもを生み育てる環境整備は益々その重要性を帯びてきている。保育園では多様化する要求に対応するため、平成21年4月より施行された新保育指針への熱心な取り組み等を通して、単に保育を提供するだけでなく一人一人に向き合い、こどもの育ちを多角的に支援する体制を整えているところである。現在その実績も着実に緒につき、今後、職員の資質を含めた保育環境の更なる向上によって児童福祉施設としての充実が望まれている状況といえる。そうした保育園という社会的資産の価値の大切さは「多くの市民の声」からも十分に認知されていることが伺える。

さて、政府は「明日の安心と成長のための緊急経済対策」（平成21年12月8日閣議決定）に基づき、幼保一体化を含む新たな次世代育成支援のための包括的・一元的なシステムの構築について検討を行うため、「こども・子育て新システム検討会議」を設置し、

- ① 市町村が入所希望者の「要保育度」は認定するが、その後は保育所と保護者の直接契約にゆだね、保育料も保育所が徴収する
- ② 児童福祉施設として決めている国の最低基準を緩和し、自治体ごとの基準に変えることも検討する
- ③ 行政が税金を使って保育そのものを住民に提供する「現物給付」の方式から、利用者（保護者）に補助金を出す「現金給付」に変える等としている。

現在の保育制度は、児童福祉法第24条によって、乳幼児が「保育に欠ける」場合は、「保育所において保育しなければならない」と定められ、市町村には保育の実施が義務づけられている。自治体が責任をもって、入所、運営にあたっており、保育料は保護者の収入に応じて決められ、市町村が徴収している。施設の面積や職員数などは国の最低基準によって一定の水準が保障されている。「新たな保育の仕組み」は、こうした国と自治体が実施責任をもつ公的保育制度を、根幹からくずすことになる。

「現金給付」は「財政が厳しい」などの行政の事情によって減らされることはあっても増えることは期待できない。

自治体が保育所には運営費は出さず、利用者に給付金を出す「現金給付」のもとでは、保育所は保育料を収入として運営のやりくりをしなければならず、人件費抑制などによる保育の質の低下が十分予想される。

日本の保育所は、戦後60年以上にわたって、国と自治体が責任を負う公的保育制度のもとで、実践を積み上げ条件整備をすすめながら、こどもと保護者の生活を守り、地域の子育てを支えてきた。子育ての情報や経験が蓄積され、児童福祉施設として進化する保育所は、地域の子育てに必要不可欠な拠点であり、子育て家庭もその安定的継続を切望している。その願いに応える最善の方策は、保育制度改変ではなく、現行保育制度のもとで保育予算を抜本的に増やし、保育所の拡充に計画的、本格的に取り組むことであると考える。

よって、国においては、保育制度改革の論議をすすめるにあたり、こどもの権利を最優先に、地方の実情を踏まえたうえで、国と地方の責任のもとに実施する充実した制度とされるよう、以下の事項について強く要望する。

- 1 児童福祉法第24条に基づく現行保育制度を堅持・拡充し、直接契約・直接補助方式を導入しないこと
- 2 こどもの福祉の後退を招く保育所最低基準の見直しは行わず、抜本的に改善すること
- 3 保育所、子育て支援施策関連予算を大幅に増額すること
- 4 子育てに関わる保護者負担を軽減し、雇用の安定や労働時間の短縮など、仕事と子育ての両立が図られるよう社会的環境整備をすすめること
- 5 保育制度改革にあたっては、保育所利用者や保育事業者等関係者が納得できるような仕組みや基準を確保すること
- 6 民間保育所運営費の一般財源化は行わないこと

提出先 ○内閣総理大臣 ○財務大臣
○厚生労働大臣 ○総務大臣
○衆議院議長 ○参議院議長

全員協議会

3月17日開催

震災への対応及び 選挙遊説車の自粛について協議

市議会は、3月17日(木)に全員協議会を開催し、3月11日の東北地方太平洋沖地震発生に伴う震災被害への市議会としての対応について協議しました。

協議の結果、各議員が把握している震災関連の市民要望を緊急要望書としてまとめ、市長に提出するという事で合意しました。

また、今春行われる市議会議員選挙における遊説車使用の自粛について、大方の議員が了承しました。

再生紙を使用しております。

抗議

この定例会では、次の抗議案が議員により提出され、審議の結果、原案のとおり可決されました。

源五郎沢堆積場の表土及び堆積物流出に対する抗議

足尾山元への平素からの公害防止事業実施に対しましては感謝申し上げます。さて、貴社とは、昭和51年7月30日に群馬県、桐生市、太田市の3者で公害防止協定を締結して、渡良瀬川の水質に関し、管理などを行ってきたところである。

3月11日の震災後、源五郎沢堆積場より流出した表土及び堆積物が渡良瀬川まで達しており、河川水の濁りも確認したところである。自然災害に起因したこととはいえ、今回の件については誠に遺憾である。過去においても昭和33年に源五郎沢堆積場の決壊により大量の鉍毒が渡良瀬川に流出しており、渡良瀬川の表流水を水道原水とする本市において非常に不安を感じる場所である。このような事態に強く抗議するとともに、二度と起こらないように下記のとおり適切な対応を求める。

記

- 1 速やかに表土及び堆積物の撤去と適切な処理を行うこと
- 2 公害防止協定に違反することなく、必要な情報は桐生市に報告すること
- 3 堆積場の管理徹底を行うこと

提出先 古河機械金属株式会社代表取締役社長